



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

○ 沖縄県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課） ..... 1

### 告 示

○ 保安林の皆伐面積の限度（森林管理課） ..... 2

## 規 則

沖縄県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 沖縄県規則第56号

#### 沖縄県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

沖縄県建築基準法施行細則（昭和56年沖縄県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「特殊建築物」を「特定建築物」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第12条第1項の規定による特定建築物の調査報告について省令第5条第1項の知事が定める時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 政令第16条第1項第1号及び第2号に掲げる建築物 平成28年を始期とする3年ごとの4月1日から12月20日まで
- (2) 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物のうち旅館又はホテルの用途に供するもの 平成28年を始期とする3年ごとの4月1日から12月20日まで
- (3) 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物のうち前号に規定する建築物以外のもの 平成30年を始期とする3年ごとの4月1日から12月20日まで
- (4) 政令第16条第1項第4号に掲げる建築物のうち体育館の用途に供するもの 平成29年を始期とする3年ごとの4月1日から12月20日まで
- (5) 政令第16条第1項第4号に掲げる建築物のうち前号に規定する建築物以外のもの 平成30年を始期とする3年ごとの4月1日から12月20日まで
- (6) 政令第16条第1項第5号に掲げる建築物 平成29年を始期とする3年ごとの4月1日から12月20日まで

第19条第2項を削り、同条中第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 省令第6条の3第5項第2号の規定により知事が定める同条第2項第7号の書類の保存期間は、当該書類を受理した日から起算して3年間とする。

第19条第5項中「第1項に定める」を「政令第16条第1項各号に掲げる」に、「特殊建築物の除却（変更・休止・再使用）届」を「特定建築物の除却（変更・休止・再使用）届」に改める。

第20条の見出し中「建築設備等」を「特定建築設備等」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第12条第3項に規定する知事が指定する特定建築設備等は、同条第1項の規定による定期報告を要する建築物に、法第35条の規定により設けた排煙設備（排煙機を有するものに限る。）及び非常用の照明装置とする。

第20条第2項を削り、同条第3項中「第6条第1項」の次に「及び第6条の2の2第1項」を加え、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 省令第6条の3第5項第2号の規定により知事が定める同条第2項第8号及び第9号の書類の保存期間は、当該書類を受領した日から起算して1年間とする。

第20条第5項中「第1項各号に掲げる昇降機及び建築設備又は第2項に掲げる昇降機等」を「法第12条第3項に規定する特定建築設備等及び政令第138条の3に規定する昇降機等」に、「建築設備等の廃止（休止・再使用）届」を「特定建築設備等の廃止（休止・再使用）届」に改める。

第20条の2第1項中「第19条第1項に定める建築物」を「法第12条第1項に規定する定期報告を要する特定建築物」に、「特殊建築物の所有者等変更届」を「特定建築物の所有者等変更届」に改め、同条第2項中「前条第1項第1号に掲げる昇降機及び同条第2項に掲げる昇降機等」を「法第12条第3項の規定により定期報告を要する昇降機及び政令第138条の3に規定する昇降機等」に改める。

第7号様式中「(1)項～(8)項」を「第1号～第6号」に、「建築設備」を「特定建築設備等」に、「【換気設備 有・無】 【排煙設備 有・無】 【非常用照明設備 有・無】」を「【排煙設備 有・無】 【非常用照明設備 有・無】 【防火設備 有・無】」に、「小荷物専用昇降機」を「小荷物専用昇降機（フロアタイプ）」に改める。

第33号様式中「特殊建築物の除却（変更・休止・再使用）届」を「特定建築物の除却（変更・休止・再使用）届」に改める。

第34号様式中「建築設備等の廃止（休止・再使用）届」を「特定建築設備等の廃止（休止・再使用）届」

に、

換気・排煙・非常用照明の別
---------------

を  
「

種別
----

」に改める。

第35号様式中「特殊建築物の所有者等変更届」を「特定建築物の所有者等変更届」に、「特殊建築物の所有者等に」を「特定建築物の所有者等に」に改める。

第36号様式中「昇降機の概要」を「昇降機等の概要」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第16条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物であつて、この規則による改正前の第19条第1項の規定の適用を受けないものについての改正後の同項第1号又は第2号の規定の適用については、同項第1号及び第2号中「平成28年を始期とする3年ごとの4月1日から12月20日まで」とあるのは、「平成29年4月1日から12月20日まで及び平成31年を始期とする3年ごとの4月1日から12月20日まで」とする。

3 政令第16条第3項第1号の小荷物専用昇降機及び同項第2号の防火設備（この規則の施行の際現に存するもの又はこの規則の施行の日から平成29年5月31日までの間に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条第5項又は法第7条の2第5項（いずれも法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。）についての改正後の第20条第2項の規定の適用については、平成31年3月31日までの間は、同項中「毎年4月1日から12月20日まで」とあるのは、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」とする。

**告 示**

**沖縄県告示第312号**

平成28年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成28年 6月 1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の皆伐面積の

2第4項に規定する同一の単位とされる保安林等		限度 (ha)
単位区域名	保安林の種類	
沖縄北部	水源かん養保安林	224.02
	土砂流出防備保安林	8.38
沖縄中南部	水源かん養保安林	33.32
	土砂流出防備保安林	0.96
八重山	水源かん養保安林	583.24
伊是名村	干害防備保安林	1.10
久米島町	干害防備保安林	1.16
座間味村	干害防備保安林	6.48
恩納村	干害防備保安林	9.54
渡嘉敷村	干害防備保安林	2.50
宮古島市	干害防備保安林	8.02
合 計		878.72

発 行 所  
沖 縄 県 総 務 部  
総務私学課  
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 文進印刷株式会社  
〒901-0306 糸満市西崎町五丁目10番地の14